

西予市農業委員会 令和7年6月定例総会 議事録

1. 開催日時 令和7年6月23日（月）午後1時25分

2. 開催場所 西予市役所 5階 大会議室

3. 出席委員 38名（1～19番：農業委員、20～38番：農地利用最適化推進委員）

議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席	議席	氏名	出席	欠席
1番	中村 吉年	○		2番	和氣 公三	○		3番	宇都宮文隆	○	
4番	土居 賢一	○		5番	菊池 茂守	○		6番	大久保 卓	○	
7番	大塚 好宏	○		8番	大塚 康倫	○		9番	小笠原 優	○	
10番	兵頭 暁彦	○		11番	高橋 真也	○		12番	河野 宗利	○	
13番	楠 義博	○		14番	重原あゆみ	○		15番	水口 宏文	○	
16番	岡山 圭太	○		17番	角藤 博文	○		18番	堀内 昭利	○	
19番	泉原 猛男	○		20番	西井 敏文	○		21番	和氣 右記	○	
22番	瀧野 清美	○		23番	芝 幹夫	○		24番	三瀬 清隆	○	
25番	水野 久利	○		26番	矢野 数也	○		27番	佐竹 誠二	○	
28番	藤本 敦	○		29番	岩本 哲也	○		30番	三好 輝夫	○	
31番	橋本 保徳	○		32番	鈴木久仁翁	○		33番	久重 儀之	○	
34番	石山 高男	○		35番	梅川 俊一	○		36番	宇都宮 聡	○	
37番	井上 明宏	○		38番	松本 修一	○					

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第19号 農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
- 日程第4 報告第20号 農地現況証明について
- 日程第5 報告第21号 農地現況証明（農業用施設用地）について
- 日程第6 報告第22号 非農地現況証明について
- 日程第7 報告第23号 農地所有適格法人の要件確認について
- 日程第8 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第9 議案第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第11 議案第30号 農用地利用集積等促進計画（案）について

6. 出席した事務局職員

事務局長 亀岡 敦志 事務局次長 木崎 真近
 農地係長 井上 誠教 農地係主査 二宮 裕一

7. 会議の概要

亀岡局長	<p>ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。</p> <p>ただいまから令和7年6月の定例総会を開会いたします。それでは、開会にあたりまして、中村会長があいさつを申し上げます。</p>
中村会長	<p>みなさん、こんにちは。お忙しい中、総会に出席いただきありがとうございます。みなさんどうですか、田植えも済んでひと段落というところでしょうか。私はみかん農家ですので、今は雑草処理に追いかけておる毎日です。先般、宇和町の畑で熱中症の疑いで亡くなられ方がおります。どうか、みなさん農作業中はくれぐれも十分に気をつけていただけたらと思います。本日も報告5件、議案4件とございますので、スムーズな進行にご協力をお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。</p>
亀岡局長	<p>それでは、議事に移ります。議事進行は規則によりまして中村会長が務めます。</p>
中村会長	<p>それでは、ただいまから6月定例総会を開会いたします。本日の出席委員は、農業委員19名中19名、農地利用最適化推進委員19名中19名で定足数に達しており、総会は成立しています。</p>
中村会長	<p>次に、日程第1「議事録署名委員の指名について」議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし。との声)</p>
中村会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、4番 土居委員、21番 和氣委員のお二人にお願いします。</p>
中村会長	<p>次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。</p> <p>会期は、本日1日間と致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし。との声)</p>
中村会長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、会期は本日1日間と決定しました。</p>
中村会長	<p>次に、日程第3、報告第19号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>報告第19号「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告いたします。議案書の2ページ、3ページをご覧ください。今月の合意解約は、農業経営基盤強化促進法に基づく、賃貸借権の解約が8件、使用貸借権の解約が1件となっています。以上で「農地等の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について」報告を終わります。</p>
中村会長	<p>次に、日程第4、報告第20号「農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
井上係長	<p>報告第20号「農地現況証明について」報告いたします。議案書の3ページをご覧ください。整理番号1番、申請人、三瓶町和泉、●●●●から提出のあった証明願いは、農業</p>

	委員、5番 菊池委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となります。以上で「農地現況証明について」報告を終わります。
中村会長	次に、日程第5、報告第21号「農地現況証明（農業用施設用地）について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
井上係長	報告第21号「農地現況証明（農業用施設用地）について」報告いたします。議案書の3ページをご覧ください。整理番号1番、申請人、野村町蔵良、●●●●ほか3名から提出のあった証明願いは、農業委員10番 兵頭委員、13番 楠委員、14番 重原委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となります。以上で「農地現況証明（農業用施設用地）について」報告を終わります。
中村会長	次に、日程第6、報告第22号「非農地現況証明について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
井上係長	報告第22号「非農地現況証明について」報告いたします。議案書の4ページをご覧ください。整理番号1番、申請人、大阪府大東市、●●●●ほか1名から証明願いが提出されましたので、「非農地証明取扱要領」の基準に基づき審査を行うとともに、農業委員10番 兵頭委員、12番 河野委員の確認の印鑑もございましたので、記載しています日付をもって証明書を発行いたしました。今回の証明書発行によりまして、法務局への地目変更登記が可能となり、農地法の規制や適用を受けない土地となります。以上で「非農地現況証明について」報告を終わります。
中村会長	次に、日程第7、報告第23号「農地所有適格法人の要件確認について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
二宮主査	報告第23号「農地所有適格法人の要件確認について」報告いたします。議案書の4ページをご覧ください。農地所有適格法人は農地法第6条第1項の規定により、事業年度終了後、3箇月以内に事業の状況等を農業委員会に報告しなければならないことになっています。今回、「農事組合法人●●●●」から報告がありましたので、農地所有適格法人として要件を満たしているか否かをチェックしました。その結果につきましては、農地所有適格法人の要件確認書をもって報告とさせていただきます。以上で「農地所有適格法人の要件確認について」報告を終わります。
中村会長	次に、議案第27号については、21番 和氣委員が農業委員会法第31条、議事参与の制限にあたります。よって、21番 和氣委員退席後、整理番号6番、7番を審査、審査終了後入室・着席をしていただきます。 《 21番 和氣委員 退席 》
中村会長	それでは、日程第8、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号6番、7番を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。
二宮主査	議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。議案書

	<p>の5ページをご覧ください。整理番号6番、7番の申請は、貸人●●●●及び●●●●から、借人●●●●へ賃貸借権の設定を行うものであります。なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書の6ページ、7ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
中村会長	<p>ただ今の説明に関連して、地区担当推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号6番、7番をお願いします。</p>
23番芝委員	<p>21番和氣委員に代わり、23番芝が報告致します。なお6番、7番の渡人は別ですが、内容が同じですので、一括して報告をさせていただきます。申請地を今まで耕作されていた方が高齢になり離農されるということで、今回の設定及び申請に至ったようです。6月18日に農地として耕作されていることを確認しました。受人は、意欲的に営農に取り組んでおり、許可要件などすべて問題はなく、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。</p>
中村会長	<p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。 ただいまの地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
中村会長	<p>特に補足説明等もありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>質疑がなければ以上で質疑を終結といたします。 お諮りいたします。日程第8、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号6番、7番を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
中村会長	<p>全員賛成と認めます。 よって、日程第8、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号6番、7番を原案のとおり許可することに決定しました。</p> <p>《21番 和氣委員 着席》</p>
中村会長	<p>次に、日程第8、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号6番、7番を除く19件を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
二宮主査	<p>議案第27号、「農地法第3条の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の5ページから7ページをご覧ください。整理番号6番、7番を除く今月の農地法第3条の規定による許可申請は19件でございます。権利別では、所有権移転の売買が13件、贈</p>

	<p>与が4件、遺贈が1件、賃貸借権の設定が1件です。なお、法第3条第2項各号の判断については、別添調査書の1ページから5ページ、8ページから21ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。なお、整理番号14番、15番について補足説明いたします。これらの申請の受人である株式会社●●●●は、農地所有適格法人ではなく、いわゆる一般法人となります。一般法人の場合、通常は3条申請できません。ただ、14番の賃貸借権の設定の場合、農地を適切に使用しない場合は契約を解約するという、解除条件付きの契約であれば、一般法人でも申請が可能で、本申請もこれに該当します。また、15番の所有権移転については、社会福祉事業を行う営利目的でない法人が、社会福祉事業を行うのに必要不可欠な農地を取得する場合、不許可の例外となり、申請が可能です。定款等を確認したところ、●●●●は社会福祉事業である障害者支援事業を行う団体で、剰余金の配当の放棄についても定款に記載がありましたので、社会福祉事業を行う営利目的でない法人にあたると思われます。また、利用計画も障害者支援事業に使用することとで、不許可の例外にあたり、申請が可能であると考えられます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
<p>中村会長</p>	<p>ただいまに説明に関連して、地区担当農地利用最適化推進委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号1番、2番をお願いします。</p>
<p>28番藤本委員</p>	<p>整理番号1番の案件について、28番藤本が報告します。譲渡人は、自作園地を縮小するため申請地を譲り渡したいとの希望があり、今回受人が経営規模を拡大するために取得するものであります。6月17日、中村農業委員と受人立会いの下、現地調査を行いました。申請地は、農地として耕作されていることを確認しました。受人は、若手農家として意欲的に農業に取り組んでおり、許可要件をすべて満たしております。また、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>28番藤本委員</p>	<p>続けて、整理番号2番の案件について、28番藤本が報告します。譲渡人は、県外在住で高齢であり農地を整理したいことから、申請地を譲り渡したいとの希望があり、今回受人が経営規模を拡大するために取得するものであります。6月17日、中村農業委員と受人立会いの下、現地調査を行いました。申請地は、農地として耕作されていることを確認しました。受人は、地域の中核農家として意欲的に農業に取り組んでおり、許可要件をすべて満たしております。また、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>中村会長</p>	<p>3番から5番をお願いします。</p>
<p>21番和氣委員</p>	<p>整理番号3番の案件を21番和氣が報告します。受人は、耕作規模を拡大するため申請地を取得したいということとあります。取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題ないことから、許可要件を満たすものと思われる。また、現地は草が生えており耕作は確認できませんでしたが、いつでも耕作できる状態であることを6月22日に河野農業委員と確認しました。周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。</p>
<p>21番和氣委員</p>	<p>整理番号4番の案件を21番和氣が報告します。受人は、新規で柚子を栽培するため、申請地を取得したいということとあります。営農計画書も提出されており、取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題ないことから許可要件を満たすものと思われる。また、現地は草が生えており耕作は確認できませんでしたが、いつでも耕作できる状態であることを6月22日に河野農業委員と</p>

21 番和氣委員	<p>確認しました。周辺農地及び地域営農への影響はないと思われます。</p> <p>整理番号5番の案件を21番和氣が報告します。受人は、空き家を購入されるにあたり購入住宅隣接の農地も併せて購入し、家庭菜園を始めたいということであります。営農計画書も提出されており、取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題ないことから、許可要件を満たすものと思われます。また、現地は草が生えており耕作は確認できませんでしたが、いつでも耕作できる状態であることを6月22日に河野農業委員と確認しました。周辺農地及び地域営農への影響はないと思われます。以上です。</p>
中村会長	8番から10番をお願いします。
24 番三瀬委員	<p>整理番号8番の案件につきまして、24番三瀬が報告します。渡人は他地区に住んでおり、申請地の維持管理が難しくなり売却することになりました。受人の生活拠点は申請地に隣接しており、維持管理が容易であります。また、今回初めての農地取得ではありますが、営農計画書を提出しており問題ないと思います。</p>
24 番三瀬委員	<p>整理番号9番の案件につきまして、24番三瀬が報告します。受人は住宅の購入を計画していたところ、渡人より農地を含めたすべての土地を購入してもらえなら良いとのことでの今回の申請に至りました。受人は、野菜づくりや地域活動に熱心な人物であります。今回初めての農地取得となりますが、営農計画書を提出しており問題ないと思います。</p>
24 番三瀬委員	<p>整理番号10番の案件につきまして、24番三瀬が報告します。渡人は西予市外に在住しており今回、申請地と隣接する住宅を受人へ売却することになりました。申請地は購入住宅を中心として隣接しており、受人は引っ越し後、維持管理を行うことにしております。今回、受人は初めての農地取得ではありますが、営農計画書の提出もあり問題はないと思います。以上、3つの案件について、申請地が農地であることを重原農業委員と現地確認しました。</p>
中村会長	11番をお願いします。
31 番橋本委員	<p>整理番号11番の案件につきまして、31番橋本が報告します。受人は、新規に農業をするために農地を取得したいということであります。受人は、小規模ながら意欲的に営農に取り組んでおり、取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離からみても問題ないことから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。</p>
中村会長	12番をお願いします。
30 番三好委員	<p>整理番号12番の案件につきまして、30番三好が報告します。受人は、経営規模を拡大するために取得したいとのことであります。取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題ないことから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。</p>

中村会長	13番から15番をお願いします。
34番石山委員	整理番号13番の案件につきまして、34番石山が報告します。現況は、提出された営農計画書どおりであることを確認しました。
34番石山委員	整理番号14番の案件についても、賃借権の畑は今、一部でハウスによるブロッコリーを作られており、それ以外の場所も農業経営には問題がないことを確認しました。
34番石山委員	整理番号15番の案件についても、事業計画の内容どおりであることを確認しました。
中村会長	16番をお願いします。
29番岩本委員	整理番号16番の案件につきまして、29番岩本が報告します。今回名義人が亡くなられ遺言で譲受人に土地をお願いしたいとのことです。取得後は、すべての農地を利用すること、機械、労働力また、農地は受人の耕作地の隣にあり、通作距離からみても許可要件を満たしていると思います。申請地は農地として耕作されていて、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。先週、農地確認を角藤農業委員としました。現在は草が生えていますが、受人が維持管理を行いますということでした。
中村会長	17番をお願いします。
25番水野委員	整理番号17番の案件につきまして、25番水野が報告します。受人は、経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題ないことから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。
中村会長	18番をお願いします。
26番矢野委員	整理番号18番の案件につきまして、26番矢野が報告いたします。受人は、経営規模を拡大するために取得したいということであります。取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題ないことから許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。6月16日に小笠原農業委員と確認しました。
中村会長	19番から21番をお願いします。
33番久重委員	整理番号19番の案件につきまして、33番久重が報告いたします。確認につきましては、6月14日に菊池農業委員、譲受人とで行っております。申請地は譲受人の耕作地と隣接しており、作業がし易いので経営規模の拡大を行いたいということであります。売買許可があり次第、農地の引き渡しを行い、所有権を移転します。機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題なく許可要件を満たしております。申請地は農地として耕作されており、受人は意欲的に営農に取り組んでいます。周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。

33 番久重委員	<p>整理番号 20 番の案件につきまして、33 番 久重が報告いたします。譲渡人が体調不良のため農作業ができなくなり、譲渡することになりました。譲受人は、許可があり次第経営規模を拡大したいそうです。取得後は、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題なく、許可要件をすべて満たしております。また、申請地は農地として耕作されていることを確認しました。受人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。確認につきましては、6月14日に菊池農業委員、譲受人とで行いました。</p>
33 番久重委員	<p>整理番号 21 番の案件につきまして、33 番 久重が報告いたします。譲渡人は、離農したので譲渡することになりました。譲受人は、経営規模を拡大するため、ユンボで園内道を通す作業を許可があり次第行います。取得後においては、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離等からみても問題なく、許可要件を満たしております。申請地は農地として耕作されていることを確認しています。受人は、意欲的に営農に取り組んでおり、周辺農地及び地域営農への影響はないと思います。なお、確認については6月14日に菊池農業委員、譲受人とで行っています。</p>
中村会長	<p>現地の状況につきましては、地区担当推進委員から報告がありました。 ただいまの地区担当推進委員からの報告に関しまして、農業委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
中村会長	<p>特に補足説明等もありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や地区担当推進委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
15 番水口委員	議長。
中村会長	はい、どうぞ。
15 番水口委員	<p>すいません、ちょっと初めてでどう見たらいいかわからないので、お聞きするのですが、土地の表示のところの面積と横の耕作面積ですが、数値が大きく違うものがあるのですが、これはどういう意味になるのでしょうか。</p>
二宮主査	<p>ご質問ありがとうございます。土地の表示のところの面積は、申請のあった農地一筆ごとの面積になります。その横の耕作面積のところは、今回の申請地の面積に加えて、台帳からひろった受人の経営面積を加えたものになります。今回何件かありますが、新規で取得する場合は数値が一致しますが、それ以外の場合、農家さんが取得する場合は耕作面積の方の数値が大きくなります。こういった形でよろしいでしょうか。</p>
中村会長	よろしいでしょうか。
15 番水口委員	わかりました。
中村会長	<p>他にありませんか。質疑もないようなので、以上で質疑を終結といたします。 お諮りいたします。日程第 8、議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による許可申請につ</p>

	<p>いて」整理番号1番から5番、8番から21番までの19件を原案のとおり許可することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
中村会長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、日程第8、議案第27号「農地法第3条の規定による許可申請について」整理番号1番から5番、8番から21番までの19件を原案のとおり許可することに決定しました。</p>
中村会長	<p>次に、日程第9、議案第28号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
井上係長	<p>議案第28号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。今月の農地法第4条第1項の規定による申請は1件です。</p> <p>整理番号1番、転用場所は宇和町常定寺の畑、面積105㎡の1筆で、転用目的は自己住宅です。農地区分は、10ha以上の連担した農地の広がりがあるため、第1種農地と判断致し、例外許可事由の集落接続に該当すると考えます。その他の要件につきましては、別添意見書22ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
中村会長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号1番をお願いします。</p>
8番大塚委員	<p>1番を8番大塚が報告します。6月14日に橋本推進委員と現地確認を行いました。整理番号1番の申請は、現地にはすでに宅地と一体で建物が建っておりますが、これは亡き母親が平成16年頃建て替えをした際に宅地部分だけでは手狭であったため、当該申請地も利用して建築したとのこと。周辺農業への支障はないと思います。また、始末書も提出されています。</p>
中村会長	<p>現地の状況につきましては、農業委員からの報告がありました。</p> <p>ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
中村会長	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。</p> <p>ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>質疑もないようですので質疑を終結とし、日程第9、議案第28号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p>

	(全員挙手)
中村会長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、日程第9、議案第28号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。</p>
中村会長	<p>次に、日程第10、議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
井上係長	<p>議案第29号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」説明いたします。議案書の8ページをご覧ください。今月の農地法第5条第1項の規定による申請は4件で、権利別では、所有権移転の売買が4件です。</p> <p>はじめに整理番号1番、転用場所は宇和町大江の田、合計面積1,204㎡の2筆で、転用目的は資材置場です。農地区分は、10ha以上の連担した農地の広がりがないため、第2種農地と判断し、農地法施行規則第33条第4項の例外許可事由の集落接続に該当すると考えます。</p> <p>続きまして整理番号2番、転用場所は宇和町田苗真土の畑、合計面積792㎡の3筆で、転用目的は重機の駐車場です。農地区分及び例外許可事由は整理番号1番と同じです。</p> <p>続きまして整理番号3番、転用場所は宇和町坂戸の田、面積329㎡の1筆で、転用目的は自己住宅です。農地区分及び例外許可事由は整理番号1番と同じです。</p> <p>最後に整理番号4番、転用場所は宇和町皆田の田、面積621㎡の1筆で、転用目的は生育実験施設です。農地区分及び例外許可事由は整理番号1番と同じです。</p> <p>その他の要件につきましては、別添意見書23ページから26ページにあるとおり、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案の提案説明を終わります。</p>
中村会長	<p>ただいまの説明に関連して、農業委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。整理番号1番から3番をお願いします。</p>
12番河野委員	<p>整理番号1番を12番河野が報告します。6月22日に和氣推進委員と現地確認を行いました。整理番号1番の申請は、建設土木事業にかかる資材置場、駐車場の整備であります。隣接地は休耕田で、申請地の敷地はコンクリートブロック、1tバックで擁壁し、土砂流出を防止する計画となっており、周辺農業への支障はないものと思われま</p>
12番河野委員	<p>整理番号2番を12番河野が報告します。6月22日に和氣推進委員と現地確認を行いました。整理番号2番の申請は、建設土木事業にかかる資材置場、コンボ駐車場の整備であります。農道水路はヒューム管を埋設し、一体として敷地利用する計画で、部落とも協議し了承されております。敷地内の土砂流出を防止し、周辺農業に支障ないよう整備計画をされているものと思われま</p>
12番河野委員	<p>整理番号3番を12番河野が報告します。6月22日に和氣推進委員と現地確認を行いました。整理番号3番の申請は、自己住宅を建築されるものであります。雨水は、雨水枡を設置し北側水路に排水。汚水は、東側集落排水に接続し排水されます。農道から進入できる配置計画となっており、周辺農業への支障はないものと思われま</p>
中村会長	<p>4番をお願いします。</p>

10 番兵頭委員	<p>4番を10番兵頭が報告します。6月17日に三好推進委員と現地確認を行いました。現在、宇和島市において、愛媛大学と共同で植物の生育実験をしておりますが、施設が海沿いにあり津波の心配があるため、申請地に実験施設を設備したいということであり、転用後は敷地内を整地し、土砂流出を防止するそうです。また、申請地の近くに土地建物を購入し、近くで生活しながら施設の維持管理をしていくということですので問題ないと思います。</p>
中村会長	<p>現地の状況につきましては、農業委員からの報告がありました。 ただいまの農業委員からの報告に関しまして、地区担当推進委員から補足説明等がありましたら、報告をお願いいたします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
中村会長	<p>特に補足説明等がありませんので、これより質疑に移ります。 ただいまの事務局の説明や農業委員からの説明について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
中村会長	<p>質疑もないようですので質疑を終結とし、日程第9、議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番から4番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
中村会長	<p>全員賛成と認めます。 よって、日程第9、議案第29号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」整理番号1番から4番を許可相当として、県知事へ意見を付して送付することに決定しました。</p>
中村会長	<p>次に、議案第30号については、19番 泉原委員が農業委員会法第31条、議事参与の制限にあたりますので、退席をお願いいたします。関係議案の審議終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>《 19 番 泉原委員 退席 》</p>
中村会長	<p>次に、日程第10、議案第30号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。事務局の提案説明をお願いします。</p>
木崎次長	<p>説明の前に、修正をお願いします。番号10番の利用権でございますが、種類が使用貸借権となっておりますが、賃借権への変更がありました。併せて、右側の借賃欄が●●●●となりましたので、修正をお願いします。</p> <p>今月の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による案件は、20件でございます。議案書の9ページ、10ページをご覧ください。</p> <p>西予市長より令和7年6月11日付けで農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求められています。利用権の新規設定が20件です。利用権設定をする者が16名、設定</p>

	<p>を受ける者が18名、うち地域計画内の案件が18件でございます。利用権設定面積は48,008㎡、筆数が42筆です。</p> <p>以上の計画内容は、従事日数など、各要件を満たしていると考えます。以上で提案説明を終わります。</p>
<p>中村会長</p>	<p>事務局の提案説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>中村会長</p>	<p>質疑もないようですので質疑を終結といたします。お諮りいたします。日程第10、議案第30号「農用地利用集積等促進計画(案)について」利用権設定の20件を、原案のとおり異議ない旨意見することに賛成する農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>中村会長</p>	<p>全員賛成と認めます。よって、日程第10、議案第30号「農用地利用集積等促進計画(案)について」利用権設定の20件は、原案のとおり異議ない旨、西予市長に意見することに決定しました。</p> <p>《 19番 泉原委員 着席 》</p>
<p>中村会長</p>	<p>以上をもちまして本日の定例総会を終了といたします。</p> <p>次回の定例総会は、7月23日水曜日の午後1時30分からです。</p>
<p>亀岡局長</p>	<p>ご起立ください。一同、礼。お疲れ様でした。</p>
	<p style="text-align: right;">午後2時17分閉会</p> <p>議事録署名委員</p> <p style="text-align: center;">会 長</p> <p style="text-align: center;">4 番 委 員</p> <p style="text-align: center;">21 番 委 員</p>